



島根県報

平成17年 2 月25日 (金)
第 1,653 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 2

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 3

児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の一部改正 (青 少 年 家 庭 課) 3

土地改良事業計画書の縦覧 (2 件) (農 村 整 備 課) 9

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (") 9

保安林の指定施業要件の変更 (3 件) (森 林 整 備 課) 9

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱の一部改正 (産 業 振 興 課) 10

島根県産業技術センター共同研究実施要綱の一部改正 (") 12

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経 営 支 援 課) 15

建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正 (土 木 総 務 課) 16

解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正 (") 16

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 16

道路の供用開始 (") 17

二級河川の指定 (河 川 課) 18

道路の位置の指定 (建 築 住 宅 課) 18

島根県収入証紙の売りさばき場所及び売りさばき人の住所の変更 (審 査 課) 18

島根県生涯学習推進本部設置要綱の廃止 (生 涯 学 習 課) 19

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 19

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都 市 計 画 課) 19

内水面漁管委告示

平成17年度水産動植物の増殖計画 20

公布された条例等のあらまし

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (規則第 8 号)

1 規則の概要

平成17年 3 月22日における出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町の合併による出雲市の設置に伴い、積雪荷重の表を改正することとした。(第11条の 3 関係)

2 施行期日

平成17年3月22日から施行することとした。

規 則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第8号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第11条の3の表平田市の項及び佐田町の項から大社町の項までを削る。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

告 示

島根県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指定年月日
わだ耳鼻咽喉科医院	大田市大田町大田イ200 - 3	平成16年4月1日
ハート薬局	出雲市荻野町519 - 1	平成17年2月1日
フリーダム古志薬局湖北店	松江市岡本町1099 - 1	平成16年12月1日
フリーダムプラス薬局	安来市広瀬町広瀬1950 - 1	平成17年2月1日

島根県告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
永田薬局	鹿足郡日原町大字日原257	平成16年1月31日
わだ耳鼻咽喉科医院	大田市大田町大田イ200 - 3	平成16年3月31日
ハート薬局	出雲市荻野町519 - 1	平成17年1月31日

島根県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 ハート	出雲市荻埦町519 - 1	居宅療養管理指導	ハート薬局	出雲市荻埦町519 - 1	平成17年 2 月 1 日

島根県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 ハート商事	出雲市荻埦町519 - 1	居宅療養管理指導	ハート薬局	出雲市荻埦町519 - 1	平成17年 1 月31日

島根県告示第223号

児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱（平成13年島根県告示第639号）の一部を次のように改正する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（交付の対象等）

第 3 条 この補助金等の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲、創設等補助（負担）率及びその他補助（負担）率は、次のとおりとする。

交付の対象である事業	施設の種類	補助事業者の範囲	創設等補助(負担)率	その他補助(負担)率
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）の施設整備及び設備整備（市町村が設置する	助産施設	市町村	4 分の 1	4 分の 1
	乳児院 母子生活支援施設 保育所	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第 1 項	-	4 分の 3

児童家庭支援センターは、施設整備に限る。)	児童養護施設 知的障害児施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設	の規定により設立された社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。) 日本赤十字社 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)		
	児童家庭支援センター	市町村	4分の1	4分の1
		社会福祉法人	-	4分の3
2 平成2年8月7日付け厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」に基づく児童館の施設整備及び設備整備	小型児童館 児童センター	市町村 社会福祉法人 公益法人	3分の2	3分の2
3 昭和36年4月3日付け厚生省発児第76号厚生事務次官通知「へき地保育所の設置について」に基づくへき地保育所の施設整備	へき地保育所	市町村	-	4分の3
4 平成8年5月10日付け児発第496号厚生省児童家庭局長通知「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」に基づく重症心身障害児(者)通園事業施設の施設整備及び設備整備	重症心身障害児通園事業施設(A型)	社会福祉法人	-	4分の3
5 平成11年1月7日付け児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設の施設整備	子育て支援のための拠点施設	市町村	-	4分の3

2 前項に規定する「創設等」とは、施設の創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び環境改善整備をいう。

3 学校の余裕教室等の改築等に要する施設整備及び設備整備に対する補助金等は、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成3年11月25日付け厚生省社第409号厚生事務次官通知。以下「国庫負担(補助)金交付要綱」という。))において定める額を交付額とする。

4 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域の市町村、同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域又は同法附則第5条に規定する特定市町村に所在する地方公共団体以外の者が設置する保育所の施設整備及び設備整備に係るその他補助(負担)率は、第1項の規定にかかわらず、12分の11とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金等の交付額は、次項から第4項までの規定により算出した額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条第1項の施設に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び環境改善整備(次項及び

第 4 項において「創設等事業」という。) に対する補助金等の交付額は、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 創設等補助(負担)率の欄に補助(負担)率の設定がある場合

ア 国庫負担(補助)金交付要綱第 2 の 8 の(1)のアの(ア)により選定された額と、国庫負担(補助)金交付要綱第 2 の 8 の(1)のアの(イ)により算出した額とを比較していずれか少ない額に、前条第 1 項の表の創設等補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を乗じて得た額以内の額

イ 地域交流スペースの整備を行うときは、アの規定にかかわらず、対象経費の実支出額(寄附金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄附金収入を除く。))を控除した額)のうち地域交流スペースの整備に係る額と、国庫負担(補助)金交付要綱に定める補助基準額とを比較していずれか少ない額に、アの規定により算出された額を加えた額

(2) 創設等補助(負担)率の欄に補助(負担)率の設定がない場合 国庫負担(補助)金交付要綱第 2 の 8 の(1)のイの(ア)により選定された額に 4 分の 3 (前条第 4 項に該当する場合は、12 分の 11) を乗じて得た額と、国庫負担(補助)金交付要綱第 2 の 8 の(1)のイの(イ)により算出した額とを比較していずれか少ない額以内の額

3 創設等事業以外の事業に対する補助金等の交付額は、国庫負担(補助)金交付要綱第 2 の 8 の(2)のイに規定する都道府県(指定都市及び中核市)負担(補助)基本額に、前条第 1 項の表のその他補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を乗じて得た額以内の額とする。

4 前条第 1 項の表第 2 号に掲げる施設に係る補助金等の交付額は、第 2 項及び前項の規定にかかわらず、児童厚生施設整備費交付要綱(昭和61年 5 月15日付け厚生省発児第107号厚生事務次官通知)に定めるところにより算出された負担(補助)基本額に、創設等事業にあつては前条第 1 項の表の創設等補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を、それ以外の事業にあつては同表のその他補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を乗じて得た額以内の額とする。

様式第 1 号の別紙 1 - 1 を次のように改める。

様式第 7 号の別紙 1 - 1 を次のように改める。

附 則

この告示は、平成17年 2 月25日から施行し、この告示による改正後の児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は、平成16年12月 1 日から適用する。

島根県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美郷町	オヶ峠地区農道事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場

島根県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑南町	奥谷地区農道事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

島根県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市土地改良区	周井手下地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成17年 1 月31日

島根県告示第227号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 に

において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年9月8日農林水産省告示第1877号
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第228号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。
昭和62年4月7日農林水産省告示第409号(二に係るものに限る。)
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第229号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年3月9日農林水産省告示第348号(二に係るものに限る。)
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第230号

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱(昭和63年島根県告示第469号)の一部を次のように改正する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 1 項第 2 号中「第 9 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラム及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (4) 前 3 号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。）のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、知事又はセンターの職員と第 5 条の規定により知事と受託研究に関する契約を締結した者（以下「委託者」という。）とが協議の上、知事が指定するもの（以下「特定技術情報」という。）

第 2 条に次の 5 項を加える。

- 2 この告示において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、特定技術情報を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この告示において「実施等」とは、特許法第 2 条第 3 項、実用新案法第 2 条第 3 項、意匠法第 2 条第 3 項、商標法第 2 条第 3 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項、種苗法第 2 条第 4 項、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為並びにプログラム等及び特定技術情報の使用をいう。
- 4 この告示において「通常実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特許法第 78 条、実用新案法第 19 条及び意匠法第 28 条に規定する通常実施権並びに商標法第 31 条に規定する通常使用権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 17 条に規定する通常利用権
 - (3) 種苗法第 26 条に規定する通常利用権
 - (4) 第 1 項第 2 号に規定する権利の対象となるものについて実施等を行う権利
 - (5) プログラム等に係る著作権について使用を行う権利
 - (6) 特定技術情報について使用を行う権利
 - (7) 外国における前各号の各権利に相当する権利
- 5 この告示において「独占的通常実施権等」とは、通常実施権等のうち、実施等を許諾する者が第三者には実施等の許諾をせず、実施等の許諾を受けた者が独占的に実施等を行うことができる旨を約した権利をいう。
- 6 この告示において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特許法第 77 条、実用新案法第 18 条及び意匠法第 27 条に規定する専用実施権並びに商標法第 30 条に規定する専用使用権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権
 - (3) 種苗法第 25 条に規定する専用利用権
 - (4) 知的財産権の対象となるものについての独占的通常実施権等
 - (5) 外国における前各号の各権利に相当する権利

第 3 条中「委託者」を「申請者」に改める。

第 5 条第 1 項中「委託者」を「申請者」に改め、同項第 5 号中「第 10 条」を「第 14 条」に改める。

第 10 条第 1 項中「特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成」を「発明等」に、「島根県職員勤務発明規程（昭和32年島根県訓令第11号）」を「島根県職員の職務発明等に関する規程（平成16年島根県訓令第 3 号）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 知事は、県に承継された知的財産権について、委託者又はその指定する者に限り、優先的に実施等の許諾をすることができる。

第 13 条を第 17 条とし、第 12 条を第 16 条とし、第 11 条を第 15 条とし、第 10 条の次に次の 4 条を加える。

（独占的通常実施権等の実施等の許諾等）

第11条 知事は、知事が指定する者又は委託者が知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾の申請をしたときは、知事が別に定める期間、その権利の実施等の許諾をすることができる。

2 知事は、前項の規定により知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者から、当該期間の延長の申請があったときは、必要に応じてその期間を延長することができる。

(独占的通常実施権等の実施等の許諾の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を取り消すことができる。

(1) 独占的通常実施権等の実施等を許諾された知的財産権が、その実施等を許諾された期間中に正当な理由がなく実施等を行われなかったとき。

(2) 公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき。

(3) 前条の規定により独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者が、自ら取消しを希望するとき。

(第三者による実施等)

第13条 知事及び委託者は、協議の上必要と認めるときは、第三者に通常実施権等、独占的通常実施権等又は専用実施権等の実施等を行わせることができる。

(秘密の保持)

第14条 県又は委託者は、受託研究において知り得た一切の情報を秘密として取り扱い、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、この情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

(1) 既に公知の情報

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報

(4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報

(5) 法令等に別段の定めがある情報

別記様式中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「第2条」を「第3条」に、「特許権等の実施」を「知的財産権の実施等」に改める。

附 則

1 この告示は、平成17年2月25日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県産業技術センター受託研究取扱要綱の規定は、平成17年2月25日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

島根県告示第231号

島根県産業技術センター共同研究実施要綱(昭和63年島根県告示第470号)の一部を次のように改正する。

平成17年2月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「の実施について」を「に関し」に改める。

第2条第1項中「とは」の次に「、共同研究において発生した」を加え、同項第2号中「第9条第1項」を「第3条第1項」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラム及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

(4) 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報(実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。)のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、知事又はセンターの職員と第4条の規定により知事と共同研究に関する契約を締結した者(以下「共同研究者」という。)とが協議の上、知事が指定するもの

(以下「特定技術情報」という。)

第 2 条第 2 項中「及び回路配置利用権」を「、回路配置利用権及びプログラム等の著作権」に、「品種登録に係る権利」を「育成者権」に改め、「育成」の次に「、特定技術情報を使用する権利の対象となるものについては案出」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 この告示において「実施等」とは、特許法第 2 条第 3 項、実用新案法第 2 条第 3 項、意匠法第 2 条第 3 項、商標法第 2 条第 3 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項、種苗法第 2 条第 4 項、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為並びにプログラム等及び特定技術情報の使用をいう。

第 2 条に次の 3 項を加える。

4 この告示において「通常実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法第 78 条、実用新案法第 19 条及び意匠法第 28 条に規定する通常実施権並びに商標法第 31 条に規定する通常使用権
- (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 17 条に規定する通常利用権
- (3) 種苗法第 26 条に規定する通常利用権
- (4) 第 1 項第 2 号に規定する権利の対象となるものについて実施等を行う権利
- (5) プログラム等に係る著作権について使用を行う権利
- (6) 特定技術情報について使用を行う権利
- (7) 外国における前各号の各権利に相当する権利

5 この告示において「独占的通常実施権等」とは、通常実施権等のうち、実施等を許諾する者が第三者には実施等の許諾をせず、実施等の許諾を受けた者が独占的に実施等を行うことができる旨を約した権利をいう。

6 この告示において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法第 77 条、実用新案法第 18 条及び意匠法第 27 条に規定する専用実施権並びに商標法第 30 条に規定する専用使用権
- (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権
- (3) 種苗法第 25 条に規定する専用利用権
- (4) 知的財産権の対象となるものについての独占的通常実施権等
- (5) 外国における前各号の各権利に相当する権利

第 3 条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、共同研究の実施の可能性を検討するための秘密保持契約を締結したとき、又はセンターが中心となって共同研究を実施するときは、共同研究申請書の提出は、省略することができる。

第 4 条を次のように改める。

(共同研究の審査及び契約の締結)

第 4 条 知事は、共同研究を行おうとするときは、次に掲げる事項を審査し、適当と認めたときは、共同研究を行おうとする者と共同研究に関する契約 (以下「共同研究契約」という。) を締結するものとする。

- (1) 共同研究を行おうとする内容が、県内における産業技術の向上及び成果の普及に資するものであること。
- (2) 共同研究を行おうとする者が、共同研究を行うために必要な技術的能力及び経済的能力を有していること。

第 14 条を第 22 条とし、第 13 条を第 21 条とする。

第 11 条及び第 12 条を削り、第 10 条を第 18 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(成果の公表)

第 19 条 センターの所長は、共同研究の終了後に研究成果を公表するものとする。ただし、発明等の出願又は申請に支障があるとセンターの所長が認めるときは、出願又は申請後に公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その公表が共同研究者の業務に支障があるとセンターの所長が認めるときは、公表しないものとする。

(相手方施設等における研究)

第20条 知事又は共同研究者は、相手方の同意を得て、センターの職員、共同研究者等又は研究を支援する者を相手方施設等において共同研究に従事させることができる。

第9条を削る。

第8条中「当該共同研究において得られた」及び「相互に」を削り、「報告する」を「通知する」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の3条を加える。

(実施契約)

第15条 知事は、知的財産権の実施等が行われるときは、実施等の権利の取扱い、実施料の支払等を定めた実施契約を共同研究者と締結するものとする。

(著作者人格権)

第16条 知事及び共同研究者は、共同研究において共有するプログラム等が得られたときは、これを創作した者に対して、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないように必要な措置を講ずることができる。

(秘密の保持)

第17条 県又は共同研究者は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として取り扱い、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、この情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- (1) 既に公知の情報
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報
- (5) 法令等に別段の定めがある情報

第6条及び第7条を削り、第5条の次に次の8条を加える。

(知的財産権の帰属等)

第6条 知的財産権及び発明等の帰属及び持分(以下「知的財産権の帰属等」という。)については、県と共同研究者が双方の貢献度を踏まえて協議した上、知事が決定するものとする。

2 知事及び共同研究者は、知的財産権の帰属等を定めた知的財産権持分契約を締結するものとする。

3 県又は共同研究者は、共同研究契約の満了後の知事が別に定める期間において、当該共同研究の成果に関して特許法第72条に規定する改良発明をしたときは、その内容を書面その他の方法で相手方に開示するものとする。

4 前項の規定による改良発明の帰属及びその実施等の許諾については、事前に相手方と協議するものとする。

(知的財産権の同意)

第7条 センターの職員が共同研究の結果発明等をした場合で、知事又はセンターの職員がその発明等に係る知的財産権(第2条第1項第1号及び第2号に規定するものに限る。)の出願又は申請(以下「知的財産権の出願等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、共同研究者の同意を得るものとする。

2 共同研究者又は共同研究者に属する職員(以下「共同研究者等」という。)が共同研究の結果発明等をした場合で、共同研究者等が知的財産権の出願等を行おうとするときは、あらかじめ、知事の同意を得るものとする。

(知的財産権の出願等)

第8条 センターの職員及び共同研究者等が共同研究の結果共同して発明等をした場合には、知事又はセンターの職員と共同研究者等とは共同出願契約を締結の上、共同して知的財産権の出願等を行うものとする。

2 知事は、センターの設置目的の達成その他県行政の推進等のため必要があると認めるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、知的財産権の出願等について、共同研究契約書において別段の定めをすることができる。

(知的財産権の管理費用)

第9条 県及び共同研究者は、共同研究契約書、覚書等において別段の定めがある場合を除き、知的財産権を共有するときには弁理士費用、出願料、維持費その他管理に要する費用をそれぞれの持分に応じて負担するものとする。

(独占的通常実施権等の実施等の許諾等)

第10条 知事は、知事が指定する者又は共同研究者が知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾の申請をしたときは、知事が別に定める期間、その権利の実施等の許諾をすることができる。

2 知事は、前項の規定により知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者から当該期間の延長の申請があったときは、必要に応じてその期間を延長することができる。

(独占的通常実施権等の実施等の許諾の取消し)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を取り消すことができる。

- (1) 独占的通常実施権等の実施等を許諾された知的財産権が、その実施等を許諾された期間中に正当な理由がなく実施等を行われなかったとき。
- (2) 公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 前条の規定により独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者が、自ら取消しを希望するとき。

(第三者による実施等)

第12条 知事及び共同研究者は、協議の上必要と認めるときは、第三者に通常実施権等、独占的通常実施権等又は専用実施権等の実施等を行わせることができる。

(持分の譲渡等の同意)

第13条 知事又は共同研究者は、県及び共同研究者が共有する知的財産権 (以下「共有の知的財産権」という。) の各自の持分を譲渡し、それぞれの持分を目的として質権を設定し、専用実施権等を設定し、又は通常実施権等を許諾しようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

別記様式中「 (第 2 条関係) 」を「 (第 3 条関係) 」に、「第 2 条」を「第 3 条」に、「特許権等の実施」を「知的財産権の実施等」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年 2 月25日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県産業技術センター共同研究実施要綱の規定は、平成17年 2 月25日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

島根県告示第232号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町 2 番22号
- (3) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 3 箇所
(変更後) 4 箇所

(4) 変更の年月日

平成17年 2 月17日

2 届出年月日

平成17年 2 月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常磐町 1 番地 1 号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第233号

建設業許可申請書等閲覧規程（昭和47年島根県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条の表中「、平田市」を削る。

附 則

この告示は、平成17年 3 月22日から施行する。

島根県告示第234号

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条の表中「、平田市」を削る。

附 則

この告示は、平成17年 3 月22日から施行する。

島根県告示第235号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地 方機関の名称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	掛合大東線	雲南市三刀屋町上熊谷 578番24地から同578番 25地まで	前	メートル 16.00 ~ 19.50	メートル 18.50	木次土木建 築事務所	道路改良工事に 伴う土地交換
			後	9.50 ~ 16.00	18.50		減幅
"	跡市川平停 車場線	江津市川平町南川上54 6番 2 地先から同地先 まで	前	4.00 ~ 5.00	12.00	浜田土木建 築事務所	道路災害復旧工 事
			後	5.00 ~ 15.00	12.00		拡幅
"	皆井田江津 線	江津市跡市町1860 - 2 番地先から同町1850 - 2 番地先まで	前	4.00 ~ 8.00	70.30	益田土木建 築事務所	道路改良工事
			後	4.60 ~ 12.30	70.30		拡幅
"	田所国府線	浜田市下有福町532番 1 地先から同町43番 4 地先まで	前	6.30 ~ 7.60	815.00	益田土木建 築事務所津 和野土木事 業所	道路改良工事
			後	11.00 ~ 19.00	821.50		拡幅
"	鹿野六日市 線	鹿足郡六日市町大字立 戸 207 番 2 地先から同 大字69番 2 地先まで	A	8.00 ~ 22.00	134.00	益田土木建 築事務所津 和野土木事 業所	道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 町道移管、橋梁 撤去
			前 B	12.00 ~ 23.00	125.00		
			後 B	12.00 ~ 23.00	125.00		

島根県告示第236号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名称	備 考
県 道	玉湯吾妻山 線	仁多郡仁多町大字高尾1787番78地先から 同大字1821番 1 地先まで	メートル 417.00	平成17年 2 月25日	木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所	
"	跡市川平停 車場線	江津市川平町南川上546番 2 地先から同 地先まで	12.00	"		

〃	皆井田江津線	江津市跡市町1860 - 2 番地先から同町1850 - 2 番地先まで	70.30	〃	浜田土木建築事務所	
〃	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷1327番 2 地先から同1378番 7 地先まで	424.00	〃		

島根県告示第237号

河川法（昭和39年法律第167号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり二級河川を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

区分	名 称	区 間	
		上 流 端	下 流 端
指定	三隅川放水路	三隅川からの分派点	海に至る
指定	細田川放水路	細田川からの分派点	海に至る
指定	山田川放水路	山田川からの分派点	海に至る

島根県告示第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 道路の位置
- 八束郡宍道町大字東来待2312番 6、同994番140
- 2 道路の幅員
- 4.57～6.15メートル
- 3 道路の延長
- 29.19メートル
- 4 位置標示方法
- 別紙図面図示位置に、標示プレートを設置して標示する。
- 5 指定の年月日及び番号
- 平成17年 2 月18日 第 8 号

備考

別紙図面は、松江土木建築事務所及び宍道町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第239号

次の者から島根県収入証紙の売りさばき場所及び売りさばき人の住所を変更した旨届出があった。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	指定番号	新		旧	
		売りさばき場所	住所及び氏名	売りさばき場所	住所及び氏名
昭和37年11月15日	871	浜田市長浜町72番地11号	浜田市長浜町72番地11号 浜田地方猟友会 森山 慧	浜田市長沢町577番地 9 号	浜田市長沢町577番地 9 号 浜田地方猟友会 羽部 学

島根県告示第240号

島根県生涯学習推進本部設置要綱（平成 2 年島根県告示第659号）は、廃止する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 2 月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 結まーるプラス

3 代表者の氏名

河部眞弓

4 主たる事務所の所在地

江津市桜江町川戸117番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化や過疎化の進行による地域の衰退を最小限に食い止めると共に、新たな地域の可能性と活力の創出をめざす。また、その実現のため、都市との人的・物的交流やコミュニティビジネス創出など地域の活性化に資する事業を行うことで地域の自立に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可

したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成17年 2 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 土地区画整理組合の名称
斐川町神立土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成13年 9 月14日から平成18年 3 月31日まで
- 3 施行地区
簸川郡斐川町大字併川の一部
- 4 事務所の所在地
簸川郡斐川町大字併川870番地 1
- 5 設立認可の年月日
平成13年 9 月14日
- 6 変更認可の年月日
平成17年 2 月25日

内水面漁場管理委員会告示

島根県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成17年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成17年 2 月25日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河川名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ		わかさぎ	しじみ	えび	もくずがに	
	(千尾)	卵 (万粒)	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	卵 (万粒)	(kg)	(千尾) (kg)	(kg)	卵 (万粒)	(kg)	(kg)	(千尾) (kg)	(kg)
内共第 1 号 宍道湖			25 500		40 1,000	1,500				5,000		550		
内共第 2 号 斐伊川	500 2,000		9 180			210		37 275					2 70	
内共第 3 号 神戸川 (下 流)	473.5 3,350		24 600		0.465 93		4 32	20.8 536			400		6 180	
内共第 4 号 神戸川 (上 流)	26 200		2 50		0.3 7			5.2 134					0.6 20	
内共第 5 号 神西湖					6 60						2,000	10	3 80	
内共第 6 号 江川	2,300 11,500	7,000	16 400		10 100		5 250	20 100					50 35	
内共第 7 号 八戸川	325 2,700		2.91 100					30 300						
内共第 8 号 周布川	136 800		3.3 100					17.5 700					10 100	
内共第 9 号 三隅川	100 500		1.5 30					3 21					2 20	
内共第10号 高津川	1,200 6,000		1.25 65.9					140 1,036					10 5	
総計	5,065.5 27,050	7,000	84.96 2,026	0 0	56.765 1,260	1,710	9 282	273.5 3,102		5,000	2,400	560	83.6 510	

2 産卵場造成計画

(面積: m²)

魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)
内共第2号 斐伊川		115	
内共第3号 神戸川(下流)	300		
内共第6号 江川		1,000	
内共第7号 八戸川		1,000	
内共第9号 三隅川	2,000		
内共第10号 高津川	10,000		1,500